

通常申請用（3月～）

経済的な理由でお困りの保護者のみなさんへ

令和7年度 就学援助制度のお知らせ

就学援助制度とは？

八女市では、小・中学校・義務教育学校等のお子さまがいる経済的な理由でお困りの家庭（八女市に住民票がある保護者）に対して、学用品費等や給食費などを援助する就学援助制度を設けています。



※就学援助対象者・支給内容等
詳しくはホームページをご確認ください。

<https://www.city.yame.fukuoka.jp/soshiki/4/1/1/5/1454652114531.html>



申請方法・受付期間

以下、いずれかの方法で申請してください。

①オンライン（LINE）申請

申請はこちら



毎年の申請手続きが必要です。

前年度認定された方も改めて申請してください。

申請に必要な書類はホームページでご確認をお願いします。

②窓口申請

■受付場所

- ・学校教育課（八女市役所本庁2階）
- ・各支所窓口（市民生活福祉係）

※午前8時30分～午後5時15分

③受付期間

令和7年3月3日（月）～令和7年4月30日（水）

【土・日・祝日を除く】

上記期間に限らず、年度途中の申請受付も随時行います。
審査の結果「認定」の場合、申請月の初日分より適用します。



◆問い合わせ先◆
八女市教育委員会 学校教育課学務係
TEL：0943-23-1954